

別表(第2条関係)

営利を目的とする 屋外広告物及び これを提出する物 件で、福岡県屋外 広告物条例(平成 14年福岡県条例 第35号)第5条、 第10条、及び第11 条第1項の規定に よる許可申請	屋外 広告物 許可 申請 手数 数料	はり紙	1枚	5	円		照明を伴うものについては、10割を加算するものとする。
		はり札	1枚	10	円		
		広告幕	1枚	400	円		
		立看板	1個	200	円		
		アドバルーン	1個	1,000	円		
		電柱を利用する広告物	1個	200	円		
		広告板、広 告塔その他 の広告物	1個	200	円	1㎡未満	
			1個	400	円	1㎡以上2㎡未満	
			1個	800	円	2㎡以上5㎡未満	
			1個	1,600	円	5㎡以上10㎡未満	
			1個	3,200	円	10㎡以上20㎡未満	
			1個	5,000	円	20㎡以上30㎡未満	
			1個	8,000	円	30㎡以上50㎡未満	
			1個	8000円に50㎡を超える面積(1㎡未満の端数が生ずる場合は、1㎡に切り上げた面積)につき200円を乗じて得た。額を合計した額は、5万円を超えるときは、5万円とする。	円	50㎡を超える	